

**北九州市教育委員会事務
点検・評価報告書
【令和4年度実績】**

**令和5年9月
北九州市教育委員会**

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第 26 条では、すべての教育委員会において、「その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と義務付けられています。

これを受け、北九州市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、令和 4 年度の教育委員会の事務について、点検及び評価を行いました。本報告書は、その結果及び教育に関し学識経験を有する者の意見をまとめたものです。

令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度もあらゆる面で新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、教育委員会では関係機関や専門家の意見を聞きながら、感染拡大防止と学びの継続に最善を尽くしました。

この点検及び評価を踏まえ、引き続き「第 2 期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」(以下「第 2 期教育プラン」という。)に基づき、効果的な教育行政を進めてまいります。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

本報告書における「幼稚園」「小学校」など学校種の記載は、原則として「市立」の幼稚園、学校を指します。

第 1 章 北九州市教育委員会について	4
第 2 章 教育委員会の活動状況	
1 教育委員会会議	5
2 総合教育会議の開催	5
3 委員の活動状況	5
4 委員のコメント	6
第 3 章 点検・評価について	
1 第 2 期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン	11
2 点検・評価についての基本的な考え方	13
第 4 章 令和 4 年度施策の点検・評価	
施策体系と評価一覧	14
施策 1 確かな学力の育成	16
施策 2 健やかな体の育成	20
施策 3 豊かな心の育成	26
施策 4 特別支援教育の推進	29
施策 5 大量退職・採用時代における教員の資質向上	32
施策 6 学校における業務改善の推進	34
施策 7 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応	36
施策 8 児童生徒等の安全の確保	41
施策 9 家庭・地域・学校の連携	43
施策 10 社会的・経済的な課題への対応	46
施策 11 教育環境の整備	48
施策 12 学校施設の整備	50
第 5 章 新型コロナウイルス感染症にかかる令和 4 年度の実施	51
第 6 章 学識経験者等の知見の活用	
1 概要	54
2 学識経験者等の意見	55
第 7 章 巻末資料	
1 令和 4 年度 教育委員会会議付議案件一覧	71

第 1 章 北九州市教育委員会について

北九州市教育委員会

北九州市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織している。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命する。任期は 3 年。教育委員会の構成員かつ代表者として会務を総理し、合議体の意思決定に基づき事務を執行する。

委員は、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が市議会の同意を得て任命する。任期は 4 年。

また、教育委員会の権限に属する事務を処理するために、教育委員会に事務局を設置する。

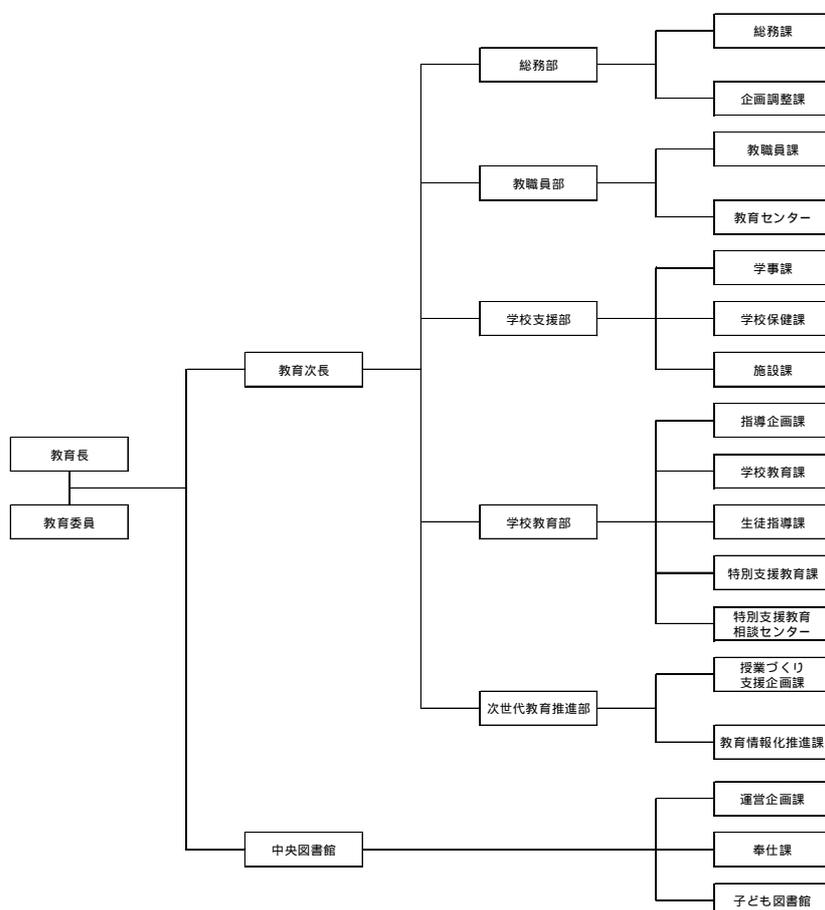
教育長	田 島 裕 美	平成 31 年 4 月 1 日就任
委員(教育長職務代理者)	シャルマ 直美	平成 23 年 7 月 1 日就任
委員	大 坪 靖 直	平成 30 年 7 月 9 日就任
委員	津 田 恵 次 郎	令和 2 年 4 月 1 日就任
委員	竹 本 真 実	令和 2 年 4 月 1 日就任
委員	郷 田 郁 子	令和 3 年 10 月 9 日就任

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

北九州市教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局を置いている。

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



第 2 章 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

(1) 審議の状況

教育委員会では、令和4年度に教育委員会会議を 21 回開催し、議案の審議等を行った。

また、教育委員会会議での議論をより深め、委員がその役割を十分に発揮できるよう、議案等の審議に先立ち、毎回、委員による勉強会を行った。

議案等の内容	件数
基本方針・計画の策定	3
教育委員会規則等の制定・改廃	8
人事(異動方針・懲戒等)	11
議会への提出議案・概要報告等	8
教科書採択等	4
教員等の選考試験	1
審議会委員等の任命・委嘱	12
その他教育委員会の個別事業等 (コロナに関する案件含む)	38
合 計	85

上記件数には議案 41 件のほか、協議・報告等 44 件を含む。

(2) 傍聴者の状況

32 人(延べ数)

2 総合教育会議の開催

地教行法第 1 条の 4 により、市長と教育委員会が協議・調整をする場として総合教育会議を置くこととされ、平成 27 年度から「北九州市総合教育会議」が開催されている。令和4年度は、令和4年 12 月 23 日(金)に開催され、次のテーマについて活発に意見が交わされた。



教育大綱及び北九州市子どもの未来をひらく教育プランの進捗状況について
いじめの重大事態について

3 委員の活動状況

委員の活動は、定例の教育委員会会議のほかに、本市教育行政の向上を目的とした他都市先進事例や市立学校・教育施設、教育活動の視察、関係団体との意見交換、指定都市教育委員の協議会への出席、マイスター教員認定式や学校の創立記念式典への出席等も行っている。令和4年度は、名古屋市教育委員会、渋谷区教育委員会との意見交換、岐阜市子ども・若者総合支援センター視察、春日学園義務教育学校視察等を行った。

4 委員のコメント(活動を通じた所感)

シャルマ直美委員



新型コロナウイルス感染症が感染法上5類に位置づけられた現在から振り返ると、令和4年度はコロナ禍が収束に向かう一年だったと言える。修学旅行や体育大会等、大きな行事も感染対策のもと実施された。ただ、緊急事態宣言こそ発出されなかったものの、学校の中にも感染が広がり、学級閉鎖と判断される状態も決して珍しくはなかった。夏の第7波、秋から冬にかけての第8波と、気の抜けない日々が続いた。希望する児童生徒を対象としてワクチン接種も広がった。学校における3年目の感染対策は学校生活の一部に組み込まれて、「with コロナ」で教育活動が展開された一年だったと思う。

また、全国的な傾向として、不登校の児童生徒数や自ら命を絶った児童生徒数の増加といった状況の一年だった。

学校は、「集団」を前提とした生活の中で、互いの個性を認め合い、時には摩擦やぶつかり合いも経て、「集団」だからこそその学びと成長を得る場でありながら、同時に「個別最適化」の学びも期待されている。さまざまな視点での「多様性」は現代の学校におけるキーワードである。

そういう社会の要請を受けて、安心安全を最優先とし、多様で豊かな体験ができる場として機能する学校に対しては、ますます求められること、期待されることも増えていくだろう。

その一方で、教職員の働き方改革も喫緊の課題である。学校に期待されることは増大していく中で、教職員のワークライフバランスも、同時に大いに大切にされなければならない。それが持続可能な本市の教育活動の「根幹」となるものだと考える。本市の学校で「教師という仕事を続ける魅力をいかに創出できるか」という、肝要で本質的な課題が、教育行政に投げかけられている。実態に即した、しかも将来を見据えたシステム作りを引き続き優先順位の高いテーマとして取り組んでいただきたい。

学校教育は「不易流行」と言われる。どんな時も児童生徒を第一とする立場に変わりはないし、児童生徒がかけがえのない学齢期を過ごす場所であることに変わりはない。一方で「DX」や「生成 AI」といった、新技術に向き合いながらより良い学校教育を追求するステージに立っている今——教育行政と学校現場、保護者・地域との協力関係が、これまで以上に力強く、末永く、あたたかく継続されることを心から願っている。

大坪靖直委員



本市には「子どもを育てる 10ヶ条」という子育てルールがある。コロナ禍の前までは、教育委員会会議の冒頭に唱和してから会議を始めていた。「朝は明るく元気でおはよう」「家族にもありがとうとごめんなさい」「子育ては褒める叱る見守る抱きしめる」「聞くときは子どもの目を見て心を聴いて」「食事が楽しみな家庭にしよう」など、主に家庭教育に関する内容を多く含んでいるが、学校教育や社会教育を通してこのような子育てが実現できるように務めるのが教育委員会の使命であると感じていた。学校教育と家庭教育、そして社会教育が連携・協働してこそ実現できる目標であることから、教育委員会にはこれらの連携・協働を促進することも求められる。残念ながらコロナ禍は、これらの連携・協働の働きかけにも大きな制約を与えていたので、今後は全市をあげての子育て支援の回復に努める所存である。

また、本市の学校教育が目指す子どもの姿の1つに、「本市に誇りを持つ子ども」がある。いわゆるシビックプライドの育成を指すもので、自己肯定感や自尊心の低さが指摘されている日本の子どもたちのセルフイメージの改善を意図した目標である。セルフイメージには個人の側面と集団の側面があるが、シビックプライドは集団としてのセルフイメージである。本市の子どもたちのシビックプライドの準拠集団が、明治産業革命に寄与した北部九州地域の故人になるのか、公害を克服した地域の先人になるのか、学習発表会に全力で協力した同級生になるのか、おそらく複数の準拠集団になるのが自然だと思われるが、多くの子ども達に「われわれは」という肯定的な集団のセルフイメージが定着するように努める所存である。

津田恵次郎委員



新型コロナの長期流行は健康だけでなくカリキュラムなどあらゆる場面で悪影響を及ぼした。評価・点検にあたっては従来の視点に加えて、こうした影響を十分に考慮したものでなければならない。子どもの発育特性を重視し、新たな課題に対しても予見して解決できる視点が必要である。

健康は維持・向上すべきものである。しかし文部科学省の学校保健調査と同様に北九州市では悪化している。肥満・痩身、裸眼視力、う歯、不登校などの増加は予見され、心配されたものである。注意喚起、事後指導を行っていたにもかかわらず悪化したことは、深刻に受け止めなければならない。日常生活の急激な変化により、食育や基本的な生活習慣の改善が困難であったことが大きな要因である。それぞれの指標の悪化は密接に関係している。家庭と学校での生活環境を考慮し、効率的でさらなる改善に努めなければならない。

子どもの健全な発育には身体感覚の充実は欠かせない。五感などの外受容感覚と空腹や血糖値の変化などに関係する内受容感覚の要素は現在の AI では置き換えることができない。新型コロナの流行によりマスクで相手の表情が見えにくく、アタッチメントが不足しやすい状況が続いた。またオンライン授業が増加し、体験型の学習が長期にわたり実施できなかった。こうした影響の把握は、現在の評価法では限界がある。重点指標、参考指標などがあるが新型コロナ流行のため未実施の項目もある。今後の在り方について検討をお願いしたい。

次に 2 極化対策である。全国平均を指標に利用することが多いが 2 極化は反映されない。たとえば高度肥満の増加は把握できない。体力的にも精神的にも蓄積した影響は大きく、不登校の合併も増加する。子どもの諦めにつながり将来への影響が大きい。子どもの変化に対する「気配り」、「心配り」が重要であり、家庭との情報共有に基づくきめ細かい対応が必要と考える。不登校対策の学習「未来のとびらオンライン授業」は、学力よりも自立に着眼した点で特徴がある。今後期待する。

本市独自の創意工夫を重ねた取り組みがなされているが、正確な情報を発信し共有できるよう努めていただきたい。

竹本真実委員



令和 4 年度は、各施策の着実な推進に加え、ダイナミックな変革の年になったように思う。コロナ禍で試行錯誤を尽くした ICT 活用を始め、公立夜間中学校や幼児教育センターの設置、市立高校の学科の変更など、より良い教育に向けての取り組みが加速度的に進んだと実感している。皆が一体となって協議を尽くし、地道な努力の積み重ねがあってこそ、ポストコロナを見据えた新しい学校教育への取り組みが活発化したのだろう。改めて委員会事務局及

び学校教職員の皆様のご尽力に心から感謝申し上げたい。

また、他都市への視察にて先進事例を知る貴重な機会を頂いたことも大変感謝している。

意見交換をする中で、支援を必要とする児童生徒、不登校の児童生徒の増加は本市においても喫緊の課題であると改めて実感した。そしてその要因やニーズの多様化に適切に応じていくには、委員会や教職員に留まらず、連携先の多様性も向上させていかななくてはならない。多職種の知見を活用し、早期の気づきから個別最適なサポートへつなぐため、事務局の支援体制の強化と共にチームとして課題の発見・解決に向かう仕組みづくりを引き続き推進していただきたい。

それと同時に、教育現場においては、対話・体験活動をより多く取り入れていただきたいと願う。他者との関係性において、誰かの役に立っている、貢献していると実感できる学習機会をできる限り増やし、子どもたちの自己肯定感、有用感を育てていただきたい。自身も他者も大切に作る心を育て、自立した豊かな人生を思い描くことができるよう、きめ細やかなサポートの更なる充実を期待している。

令和 4 年度においても、5 年 10 年、更に先の未来を見据え様々な課題に取り組んできた。常に進化を続ける本市の学校と共に、保護者や地域も一体となって、子どもたちを育む環境づくりと教育力の向上に努めていきたいと思う。皆の想いの詰まった取り組みがしっかり根を張り、実り多い成果を実現させるには、学校・家庭・地域がビジョンを共有し協力することが大切であると思う。全ての子どもたちが安心して自分の可能性を信じ、「生きる力」を育む学校教育であり続けるために、微力ながら力を尽くしていきたいと思う。

郷田郁子委員



コロナ禍を超えて日常を取り戻そうとしつつあるのが令和 4 年度であったように思う。修学旅行や運動会などの学校行事も例年通りの形式で開催され始めた。感染症対策と学校活動のバランスを取ることは難しいが、児童生徒が多様な経験を出来るようになってきたことを喜ばしく感じている。

日常が戻りつつある中でも、学力面と健康面への影響はまだ残る。特に回復・改善に時間がかかるであろうと想定されるのが健康面であり、肥満度が高い児童の増加や、体力・運動能力・視力の低下などが気にかかる。社会や家庭の環境変化も大きいだろうが、学校における施策で健康管理の下支えが出来るといい。

また、この機会に進んだ取り組みもある。ICT環境が整い、児童生徒も教師もその活用に慣れてきたようだ。また長期欠席児童は大幅に増えたまま高止まりしているが、「未来へのとびらオンライン授業(みらとび)」など学校との接点を持つ選択肢が増え、児童生徒自身や保護者に歓迎されている。多様な個性を尊重し、個々の事情に合った多様な学びの場を提供することは「誰一人取り残さない教育」の実現につながるものであり、今後にも期待したい。

「第 2 期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」は令和元(2019)年 8 月に策定され、5 年間の目標を定めている。コロナ禍や国際情勢など、策定時には想定していない状況が多く発生したことだろう。予測不能な事象に都度対応し、児童生徒の生活と学びの場を守り、前進させてきた、学校現場・教育委員会・保護者その他、関係者の皆様の、情熱とご尽力に敬意を表したい。

変化が早く多様性が重視される社会の中で、「子供はこうあるべき」「教育はこうあるべき」「先生はこうあるべき」という常識も改めて考えていくことが必要だと思う。得意・不得意や個性が異なる子供たちの成長をどう支援するのか。やりがいある教員の職場環境をどう整えていくのか。従来の思い込みに捉われず、本市の教育の在り方について共に考え、より良い未来に向けて進んでいきたいと思う。

第3章 点検・評価について

1 第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン

(1)「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の策定

北九州市では、教育基本法に基づき、地方公共団体の教育振興基本計画である教育プラン（第1期計画期間：平成21（2009）年度～平成30（2018）年度、平成26（2014）年2月中間改訂）を策定し、子どもの教育に対する満足度を高めるとともに、市民の参画を進める取組を総合的に推進してきた。

その結果、学力や体力の向上、文化芸術に触れる取組の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置・充実によるきめ細かな対応、スクールヘルパー等の市民の教育参画の推進、経済界との連携による学校支援事業などの地域との連携の充実など、様々な成果や前進があった。

第1期教育プランは平成30年度をもって計画期間が終了し、令和元（2019）年5月に北九州市総合教育会議において、新たな「北九州市教育大綱」が策定されたことから、教育を取り巻く社会状況等の変化や、これまでの成果・課題に対応するため、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「第2期教育プラン」という。）を令和元（2019）年8月に策定した。



(2) 第2期教育プランの見直しの視点

SDGsの視点

本市は、平成30（2018）年6月に『SDGs未来都市』に選定され、全市を挙げてSDGsの推進に取り組んでいる。また、令和元（2019）年5月に新たな「北九州市教育大綱」が策定され、その基本方針・副題として「SDGsの視点を踏まえたシビックプライドの醸成」が盛り込まれている。

このことから、第2期教育プランでは、教育活動全体をSDGsに示される17の目標の視点で整理するとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえた学校教育を推進していくこととしている。

新たな時代を切り拓く力を育む視点

人口減少・高齢化、グローバル化、AI等の技術革新など、私たちを取り巻く環境が急速に変化していることから、グローバル化に対応するための「英語教育の充実」、AI等の技術革新の進展に対応する「未来を見据えた教育の情報化」等を新たに盛り込んだ。

働き方改革の視点

教職員のワーク・ライフ・バランス等の充実を図ることが、教職員の健康保持や一人一人の児童生徒に向き合う環境づくりにもつながることから、施策の柱に「働きがいのある学校づくり」を盛り込んでいる。

(3) 第 2 期教育プランの体系

ビジョン(vision) ~ 本市学校教育の目標 ~

目指す子どもの姿

地方創生には郷土への誇りと愛着が不可欠であり、予測困難な時代に、新たな価値を創り出し、自立し思いやりのある社会をつくり出していく能力や態度を育むことが重要であることから、北九州市の学校教育が目指す子どもの姿を次のとおり定める。

自立し、思いやりの心をもつ子ども

新たな価値創造に挑戦する子ども

本市に誇りをもつ子ども

目標達成に向けた取組方針

第 2 期教育プランを確実に推進するため、目標達成に向けた取組方針を次のとおり定める。

学校・教職員と教育委員会は、互いにコミュニケーションを図り、目標を共有し、一体となって取組を進める。

5 つのミッション(mission)と 12 のアクション(action)

第 2 期教育プランでは、計画期間の 5 年間で果たすべき 5 つの『ミッション(使命)』を掲げている。また、各ミッションを達成するために必要な 12 の『アクション(施策)』を設定し、重点的な取組やその方向性を示している。

ミッション(使命)	アクション(施策)
mission1 時代を切り拓く力の育成	1 確かな学力の育成
	2 健やかな体の育成
	3 豊かな心の育成
	4 特別支援教育の推進
mission2 働きがいのある学校づくり	5 大量退職・採用時代における教員の資質向上
	6 学校における業務改善の推進
mission3 安心な学びの場づくり	7 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応
	8 児童生徒等の安全の確保
mission4 市民総ぐるみでの支援	9 家庭・地域・学校の連携
	10 社会的・経済的な課題への対応
mission5 未来を見据えた環境整備	11 教育環境の整備
	12 学校施設の整備

2 点検・評価についての基本的な考え方

(1) 実施にかかる基本的な考え方

- ・地教行法第26条第1項では、点検・評価は、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理及び執行の状況について行うこととされている。
- ・本市教育委員会では、第2期教育プランに掲載された施策を対象として、策定時に設定した指標などに基づいて有効性などの視点から点検・評価し、今後の施策や事務事業の方向性の検討に活用する。
- ・また、同法同条第2項では、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、外部の学識経験者を選任し、評価の内容などについて意見を聴くこととする。

(2) 点検・評価の方法

実施単位

第2期教育プランを構成する12施策ごと

指標

第2期教育プランを構成する12施策ごとに重点指標及び参考指標を設定

- ・重点指標：各施策の進捗を評価するために必要かつ適切な指標
- ・参考指標：重点指標を補足するために必要な指標

各指標の項目及び目標値については、原則、現在設定されているものを使用するが、今後、教育を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととする。

視点とまとめ方

上記の12施策ごとの評価は、重点指標の評価と参考指標の達成状況を踏まえ評価する。

- ・重点指標は達成率を踏まえ、4段階評価を行う。
 - a 大変順調(達成率100%以上) 16ページ以降の達成率欄に「目標達成」と表記
 - b 順 調(同90%以上)
 - c やや遅れ(同70%以上)
 - d 遅 れ(同70%未満)

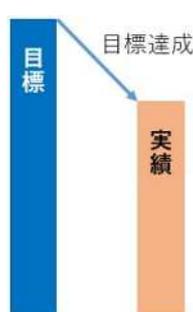
(参考) 達成率の算出方法

目標値以上を目指す指標
... $\text{実績値} \div \text{目標値} \times 100$



目標値以下を目指す指標【減少目標】

... $(\text{「目標値」} + \text{「目標値との差」}) \div \text{「目標値」} \times 100$



減少目標で実績と目標の差が目標を上回り、達成率がマイナスになる場合は「0%未満」と表記

手順

- ・施策を所管する部署の自己評価
- ・学識経験者の意見聴取
- ・教育委員会会議での評価の決定
- ・議会への提出、公表

市長部局の所管する事務事業の取扱い

第2期教育プランには、市長部局所管の事務事業が含まれているが、点検・評価の対象としては、教育委員会所管の事務事業及び補助執行分とする。